

## 令和3年度の「災害復興住宅融資」の申込件数等

独立行政法人住宅金融支援機構（本店：東京都文京区後楽1-4-10、理事長：毛利 信二）では、東日本大震災、平成28年熊本地震をはじめとした自然災害からの早期復興を支援するため、住宅等に被害を受けた方に対する長期・固定低利の「災害復興住宅融資」を実施しています。

災害復興住宅融資の令和3年度の申込件数等についてお知らせいたします。

### <トピックス>

- 令和3年度の災害復興住宅融資の申込件数は602件、融資実行件数は760件、融資実行金額は178.2億円となりました。（⇒ P.2）
- 高齢者（満60歳以上）がお住まいになる住宅の再建に係る申込者の60%は、親子リレー返済、親孝行ローン及び高齢者向け返済特例を利用しています。（⇒ P.3）
- 令和3年9月に災害復興住宅融資の借入申込受付期限を見直し、各災害における借入申込受付期限を延長しました。（⇒ P.4）

（注）実績は速報値であるため、過去の申込件数を修正することがあります。

詳細は、次頁以降をご参照ください。

### 報道関係の方からのお問い合わせ先

住宅金融支援機構 経営企画部広報グループ 西村/谷山/永田/泉井/濱野 TEL 03-5800-8019

住宅金融支援機構ホームページ <https://www.jhf.go.jp/>

### お客さまからのお問い合わせ先

お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル） TEL 0120-086-353（通話無料）

※ 国際電話等をご利用いただけない場合は、<TEL 048-615-0420>におかけください（通話料金ががかかります。）。

※ 電話相談は、土曜日及び日曜日も実施します。 受付時間 9:00~17:00（祝日及び年末年始を除きます。）

# 1 災害別の災害復興住宅融資の申込件数等

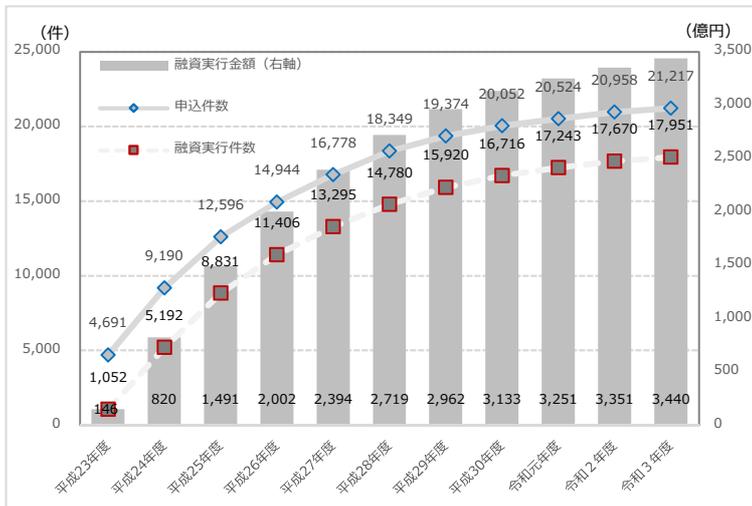
(単位：件、億円)

	令和3年度		
	申込件数 <sup>※4</sup>	融資実行件数 <sup>※4</sup>	融資実行金額
東日本大震災 <sup>※1</sup>	259	281	88.8
平成28年熊本地震 <sup>※2</sup>	59	134	32.8
平成30年7月豪雨 <sup>※3</sup>	60	104	17.0
令和元年房総半島台風(台風第15号)	29	44	6.0
令和元年東日本台風(台風第19号)	55	103	20.2
令和2年7月豪雨	86	49	8.5
令和3年福島県沖を震源とする地震	37	11	1.0
上記以外の災害	17	34	3.9
合計	602	760	178.2

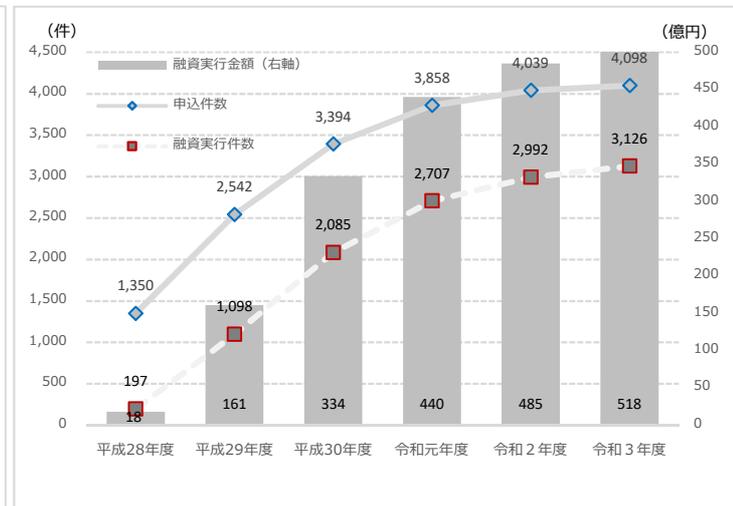
- ※1 平成23年度以降の累計実績は、申込件数は21,217件、融資実行件数は17,951件、融資実行金額は3,440億円です。
- ※2 平成28年度以降の累計実績は、申込件数は4,098件、融資実行件数は3,126件、融資実行金額は518億円です。
- ※3 平成30年度以降の累計実績は、申込件数は932件、融資実行件数は744件、融資実行金額は111億円です。
- ※4 災害復興住宅融資は建設資金としてご利用いただく割合が高く、建設工事や検査等に一定の期間を要することから、申込件数と融資実行件数に差が発生しています。

## 【参考】災害復興住宅融資(累計実績)

東日本大震災  
(平成23年度～令和3年度末)



平成28年熊本地震  
(平成28年度～令和3年度末)



## 2 1のうち高齢者（満60歳以上）がお住まいになる住宅の再建に係る支援制度のご利用状況

(単位：件、億円)

	令和3年度			
	申込件数	割合	融資実行件数	融資実行金額
高齢者（満60歳以上）がお住まいになる住宅の再建に係る件数の合計	209	100%	269	64.5
① 親子リレー返済	63	30%	82	14.6
② 親孝行ローン	30	14%	45	9.4
③ 高齢者向け返済特例 <sup>※</sup>	34	16%	44	3.9
④ ①～③以外の通常の返済方法	82	39%	98	36.6

注：上表は、四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

※ 災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）が創設された平成29年1月以降の累計実績は、申込件数は472件、融資実行件数は354件、融資実行金額は31.7億円です。

### 【参考】高齢者（満60歳以上）がお住まいになる住宅の再建に係る支援制度

#### ① 親子リレー返済とは

通常、返済期間は申込時点の申込人の年齢によりお選びいただけますが、申込人の子等を連帯債務者としてお申込みいただくことにより、申込人の年齢にかかわらず、申込人の子等の年齢により返済期間をお選びいただくことができる制度です。

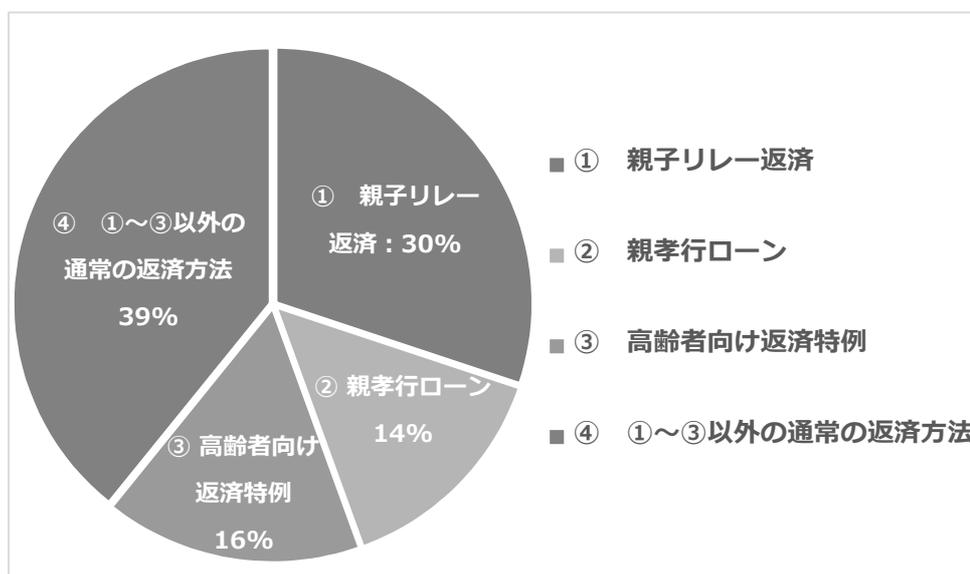
#### ② 親孝行ローンとは

被災住宅に居住していた高齢の親等（満60歳以上）が住むための住宅を建設、購入又は補修する場合に子等を申込人としてお申込みいただける制度です。

#### ③ 高齢者向け返済特例とは

毎月のお支払は利息のみで、借入金の元金は申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方から、自己資金等により一括してご返済いただくか、融資住宅及び敷地の売却代金によりご返済いただく制度です。

### 【参考】高齢者（満60歳以上）がお住まいになる住宅の再建に係る支援制度の申込割合（令和3年度）



### 3 令和3年度における制度改正事項

#### ■災害復興住宅融資の借入申込受付期限の見直し

近年の自然災害の発生状況等を踏まえ、被災者の住宅再建を支援することを目的に、災害復興住宅融資の借入申込受付期限を見直しました（令和3年9月）。お申込みの受付は、原則として被災された日から2年間ですが、次の(1)又は(2)に当てはまる場合は、それぞれに記載するいずれか遅い日までとしました。

- (1) 被災者生活再建支援法第3条の規定が適用される災害により被災された場合  
被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期間の最終日の属する月の末日
- (2) 災害救助法第4条の規定が適用される災害により被災された場合  
応急仮設住宅の供与期間の最終日の属する月の末日

※ 建築又は居住に関して法律等による制限（機構が別に定めるものに限ります。）が行われている地域において建設又は購入する場合で、当該制限により上記期間内にお申込みができないときは、当該制限解除後6か月以内であればお申込みいただけます。

#### 主な災害の借入申込受付期限

災害名称	借入申込受付期限
平成28年熊本地震	令和5年5月31日
平成30年7月豪雨	令和5年7月31日
令和元年房総半島台風（台風第15号）	令和5年10月31日
令和元年10月25日の大雨	令和4年10月31日
令和元年東日本台風（台風第19号）	令和5年10月31日
令和2年7月豪雨	令和5年8月31日
令和3年福島県沖を震源とする地震	令和6年3月31日
令和3年7月1日からの大雨	令和6年8月31日
令和3年8月11日からの大雨	令和6年9月30日
令和4年福島県沖を震源とする地震	令和7年4月30日

※ 令和4年5月24日時点における被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期限及び応急仮設住宅の供与期限に基づき記載しています。

※ 見直し後の借入申込受付期限は、(1)又は(2)の状況に応じ、延長する場合があります。

※ 東日本大震災により被災された方の借入申込受付期限は、令和8年3月31日までです。